

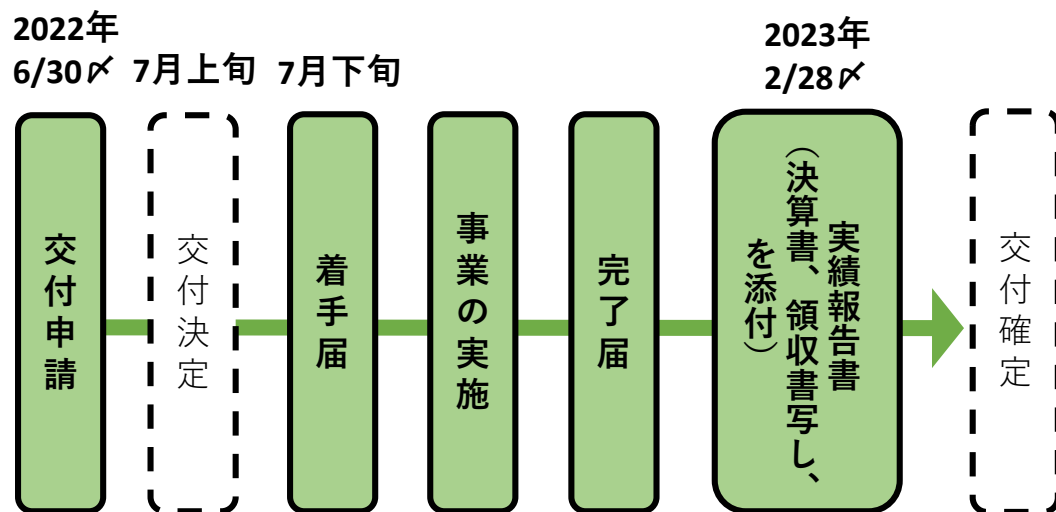
「島根半島・宍道湖中海ジオパーク推進環境整備事業補助金」 制度概要

松江市及び出雲市管内において活動する地域団体等を対象に、ジオパークに関する案内看板設置などの環境整備事業の支援を行うことにより、島根半島・宍道湖中海ジオパークの普及を図る補助金です。

〈概要〉

対象事業	ジオパークを紹介するために制作される、看板の製作及び既存看板の刷新等の事業
補助額	上限100,000円（補助率 10/10）
申請回数	申請は年1回まで
事業実施報告期限	令和5年2月28日（火） ※事業者等への支払いを含め、令和5年2月28日（火）までに事業が完了するものに限ります。
事業実施の条件	設置した看板に島根半島・宍道湖中海ジオパークのロゴマークを掲載することや「島根半島・宍道湖中海ジオパーク推進環境整備事業補助金活用事業」と記載するなどして、島根半島・宍道湖中海ジオパークのPRを行うこと

〈手続きの流れ〉



〈補助金を活用した事業〉



←島根町桂島
PR看板の設置



←八束町
案内看板の設置

※請求書は、交付決定後または交付確定後に提出してください。（口座振替依頼書を添付）

実線：事業主体(申請団体)が行うもの

破線：島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会が行うもの